

## 任意継続被保険者制度への加入手続きのご案内

お手続きの方法および留意事項についてご案内します。

- ① 「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」に必要事項をご記入ください。

**【お願い】**

電話番号とメールアドレスは、健保組合が皆さまに連絡するために利用します。必ず、退職後に連絡を取ることができる個人の電話番号・メールアドレスを記載願います。

- ② 記入した申請書を撮影またはスキャンした電子ファイル（画像またはPDF）をご準備ください。

**【お願い】**

電子ファイルについて、申請書の記載内容が鮮明であることをご確認願います（不鮮明な場合は、申請書を再提出いただきます）。

- ③ ②で作成した電子ファイルを、退職後20日以内に、下記の要領にてメールでお送りください。

- ・ 件名：「任意継続申し込みについて」
- ・ 発信メールアドレス：①で申請書に記載したメールアドレス
- ・ 送付先メールアドレス：[dl.kenpo.ninkei@takeda.com](mailto:dl.kenpo.ninkei@takeda.com)

※ 通常の健保組合への問い合わせメールアドレスとは異なります。

- ④ メールにてお送りいただいた申請書に不備がないことを健保組合で確認した後に、保険料の納付書と、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を申請書に記載の住所へ簡易書留にて送付します。

※ 健保組合が申請書受領後1週間前後でお届けできる見込みです。

※ 2024年12月の保険証の新規発行終了後は「資格確認書(有効期限2年)」または「資格情報のお知らせ」を発行します。これらの詳細は裏面別表の説明をご確認ください。

**【共通留意事項】**

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が到着する前に医療機関を受診した場合は、治療費を全額負担することになります。健保組合へ療養費請求申請書をご提出いただくことにより健保負担分が給付されます。

- ⑤ 保険料を納付書記載の期日までにお振込みください。

**【重要】**

期日までにお振込みの確認ができない場合、「健康保険法 第37条」に基づき任意継続被保険者とならなかったものとみなします。

以 上

【別表】「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」について

|     | 資格確認書                                                         | 資格情報のお知らせ                              |
|-----|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 目的  | マイナ保険証を利用できない人が医療機関等で保険診療を受診できるようにする                          | 新規加入者に、マイナ保険証が利用可能となったこと（記号番号含む）を知らせる  |
| 対象者 | マイナ保険証を利用できない方（マイナンバーカードを所持されていない方、マイナンバーカードの保険証登録をしていない方、など） | マイナンバーの登録が完了した人                        |
| 注意点 | 「資格確認書」のみで医療機関等を受診できる                                         | 「お知らせ」のみでは医療機関等を受診できない（マイナ保険証と共に提示が必要） |